

滋賀県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 知事は、大規模地震発生の際に備え、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物のうち、大地震の発生時に避難所として活用される建築物の耐震化の促進を目的とし、当該建築物の耐震改修工事等を実施する建築物所有者に対して補助する市町（以下「補助事業主体」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) この要綱において使用する用語は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年4月1日 国官会第2317号 国土交通事務次官通知）、住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱（令和7年3月31日 国住街第145号、国住市第99号、国住木第111号）、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。）および建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。
- (2) 耐震診断とは、建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）または同告示に基づき国土交通大臣に認められた耐震診断の方法に基づいて、省令第5条第1項各号のいずれかに該当する耐震診断資格者でかつ建築士法（昭和25年第202号）第23条第1項の規定により都道府県知事の登録を受けている建築士事務所に所属する者（以下「耐震診断資格者」という。）が実施する耐震診断をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業は、補助事業主体が、次に掲げる要件を満たす要緊急安全確認大規模建築物（以下「事業対象建築物」という。）の所有者が実施する地震に対して安全な構造となるために実施する耐震改修工事または建替え工事に補助する事業（以下「補助事業」という。）をいう。

- (1) 地震等の災害の後に避難生活者を一定期間受け入れること等について、建築物所有者等と市町の長が協定または覚書の締結を行っていること。
- (2) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された建築物であること。
- (3) 地震に対して安全な構造とする旨の建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する特定行政庁による勧告または法に基づく指導を受けた建築物で、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。

- (4) 法附則第3条第1項の規定に基づき、耐震診断の結果を所管行政庁に報告した建築物であること。
- (5) 令和8年3月31日までに着手する事業であること。
- (6) 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人その他これらに類する公的団体が所有する建築物でないこと。

(補助対象経費等)

第4条 前条に定める補助事業に対する補助対象経費および補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助事業主体の長は、補助金の交付を申請する場合は規則第3条第1項に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
 - (2) 補助事業に係る収支予算書（別紙1）
 - (3) 予算議決書（抜粋）（別紙2）
 - (4) 建築物所有者等と締結した協定書または覚書の写し
 - (5) 住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金における全体設計承認を受けた場合は、承認に係る図書の写し
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業主体の長は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない補助事業者にかかる部分については、この限りではない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事にその旨を報告して、その指示を受けなければならない。
- (2) 事業にかかる収入および支出についての証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(交付の取下げ)

第7条 規則第7条第1項に規定する補助金の交付の申請を取り下げることのできる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内とし、その間に取り下げ

る旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（交付決定額の変更申請）

第 8 条 補助事業主体の長は、補助事業の内容の変更に伴って交付の決定を受けた補助金の額の変更（第 2 項に定める軽微な変更を除く。）を申請しようとする場合は、滋賀県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金交付決定額変更申請書（別記様式第 1 号）に、第 5 条で定める書類のうち補助事業の変更に係る書類を添付して知事に提出するものとする。

2 前項に定める軽微な変更とは、交付の決定を受けた額の変更を伴わないものであり、かつ事業対象建築物に係る工事部位の面積、配置または構造等の大幅な変更を行わないものとする。

（補助事業の中止または廃止）

第 9 条 補助事業主体の長は、交付の決定を受けた補助事業を中止し、または廃止しようとする場合は、滋賀県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金中止（廃止）申請書（別記様式第 2 号）を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第 10 条 補助事業主体の長は、交付の決定を受けた年度における補助事業が完了したときは規則第 12 条に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別紙 1）
- (2) 収支決算書（別紙 1）
- (3) 事業台帳（別紙 3）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して 30 日を経過した日または翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までとする。

3 補助事業主体の長は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 11 条 知事は、前条の実績報告書を受領したときは、補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうか審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業主体の長に通知するものとする。

(補助金等の交付決定の通知および額の確定の通知)

第 12 条 規則第 6 条の規定による補助金等の交付決定の通知は規則第 3 条の補助金等交付申請書の、規則第 13 条の規定による補助金等の額の確定の通知は規則第 12 条の補助事業等実績報告書の提出があつた日からそれぞれ 30 日以内に行うものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 13 条 補助事業主体の長は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税仕入控除税額報告書(様式第 3 号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の報告があつた場合には、知事は、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部の返還を命じることができる。

(間接補助金の交付に際して付すべき条件)

第 14 条 間接補助事業者は、補助事業者の間接補助金を交付するときは、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 第 5 条第 2 項、第 10 条第 3 項、第 13 条に規定するところに準ずること

(電子情報処理組織による申請等)

第 15 条 補助対象者は、第 5 条の規定に基づく交付の申請、第 7 条の規定に基づく交付の取下げ、第 8 条の規定に基づく交付の変更申請、第 9 条の規定に基づく中止または廃止の申請および第 10 条の規定に基づく実績報告、第 13 条の規定に基づく消費税仕入控除税額の確定の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成 16 年滋賀県条例第 30 号)第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表

事業の区分	補助対象経費	補助率
耐震改修	事業対象建築物の延床面積に57,000円を乗じて得られた額を限度とする。 免震工法等特殊な工法による場合は、事業対象建築物の延床面積に93,300円を乗じて得た額を限度とする。	1棟あたり、補助対象経費の5.75% または市町が補助対象経費に対して補助する額の内、国費負担額を減じた額の2分の1のいずれか低い額。 (千円未満の端数切捨て)
建替え	事業対象建築物の従前の延床面積に、57,000円を乗じて得られた額を限度とする。	1棟あたり、補助対象経費の5.75% または市町が補助対象経費に対して補助する額の内、国費負担額を減じた額の2分の1のいずれか低い額。 (千円未満の端数切捨て)

第 年 月 日

滋賀県知事

市町長

滋賀県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金
交付決定額変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のありました
事業計画について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 補助金交付変更額

交 付 決 定 額	金	円
変更交付申請額	金	円
差 引 増 減 額	金	円

2 計画変更の理由

3 添付書類

変更事業計画書・変更収支予算書 別紙 1 のとおり
予算議決書（補正予定含む）（抜粋） 別紙 2 のとおり

（注） 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

第 年 月 日 号

滋賀県知事

市町長

滋賀県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金
中止（廃止）申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のありました
補助事業については、下記の理由により事業を中止（廃止）したいので申請しま
す。

記

- | | | | |
|---|-------------|---|---|
| 1 | 補助金交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 事業中止（廃止）の理由 | | |

4 中止する期間

年 月 日から 年 月 日まで

- （注） 1 不要文字は二重線で抹消すること。
2 該当しない項目については記入する必要はありません。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

第 年 月 日 号

滋賀県知事

市町長

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け滋建指第 号で交付決定通知のありました補助金について、滋賀県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-----------------------------|---|---|
| 1 | 年 月 日付け滋建指第 号による補助金の額の確定通知額 | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注） 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。